

図表 4-2-19 畜産農業に係る悪臭問題発生件数

区分 年度	悪臭問題発生 件数 (A)	内訳				環境汚 染問題 件数 (B)	A / B ×100 (%)
		豚	鶏	牛	その他		
23	84	30	9	44	1	144	58.3
24	89	29	24	33	3	134	66.4
25	110	25	23	60	2	168	65.5
26	85	22	17	43	3	128	66.4
27	83	25	17	35	6	119	69.7

注) 環境保全対策推進事業調査結果による。

2. 県の施策展開

(1) 騒音・振動の防止

ア 騒音防止対策

騒音については、生活環境保全と人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として環境基準が定められており、その地域類型は知事（市においては市長）が指定することとなっています。

また、騒音防止対策の体系は図表 4-2-20 のとおりです。

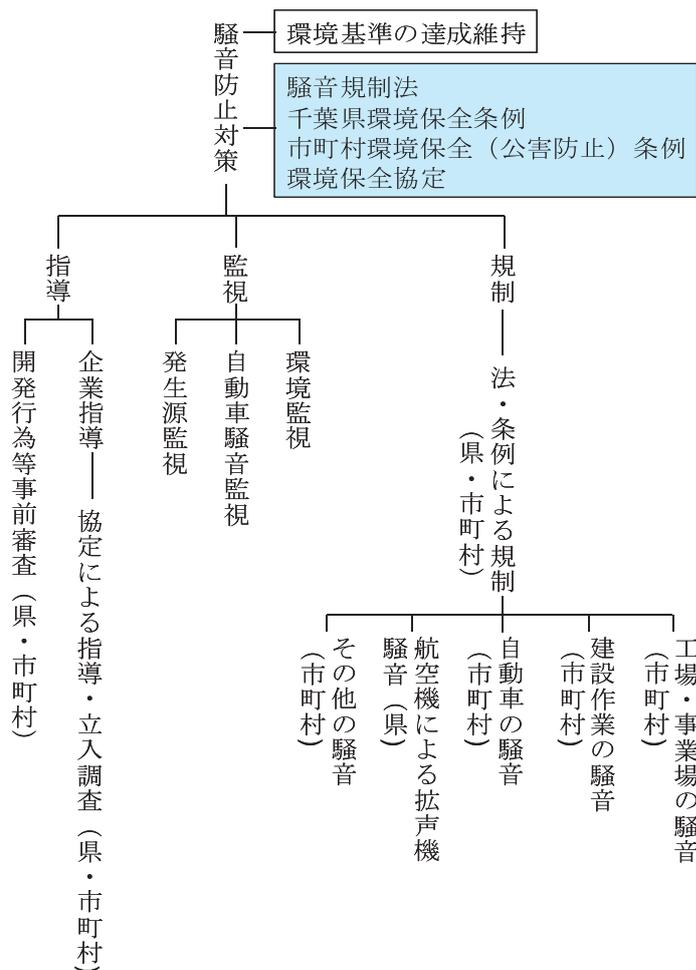
(ア) 規制及び監視

a 騒音規制法に基づく規制・監視

「騒音規制法」では知事（市においては市長）が、騒音から住民の生活環境を保全すべき地域を規制地域として指定するとともに、指定地域内の特定施設を設置する工場・事業場（特定工場等）について規制基準を定めることとされています。28年3月末現在、県内36市10町1村において、「都市計画法」に基づく用途地域を中心に、規制地域の指定がなされています。

一方、市町村長は、指定地域内の特定工場等及び特定建設作業について騒音の調査測定を行い、必要に応じて改善勧告及び改善命令等の行政措置を行っています。

図表 4-2-20 騒音防止対策体系図



b 市町村環境保全(公害防止)条例に基づく 規制・監視

市町村では「環境保全（公害防止）条例」により、法適用対象外の工場・事業場及び建設作業並びに深夜営業飲食店等に係る騒音について規制を行っています。

(イ) 指導

a 環境保全協定による指導

協定工場については、細目協定により騒音防止の指導を行っています。

また、これらの工場が施設を新設、増設又は変更する場合にはその計画内容を事前に県及び関係市と協議することとされており、その内容を審査の上、必要な指導を行っています。

b 工場立地等各種開発行為の事前審査による 指導

工場・事業場が県及びその関係機関の造成

市町村は計画内容を事前に審査し、騒音対策に必要な措置を講じるよう指導を行っています。

(ウ) 近隣騒音対策

近隣騒音は、駐車中の自動車やオートバイの空ぶかし、飲食店等の深夜営業やカラオケ及び家庭でのエアコン、ピアノ等、地域と生活に密着した音が問題となっています。

これらは近隣のコミュニケーション不足からくる心理的、感情的要因が内在している場合も多く、問題の解決を難しくしています。

これらの騒音の防止については関係機関の協力を得て、随時啓発活動を行っています。

なお、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」においても、風俗営業及び深夜飲食店営業について、清浄な風俗環境を保持する等の観点から音量規制等の対策が講じられています。

イ 振動防止対策

振動防止対策の体系を図示すると図表4-2-21のとおりです。

(ア) 規制及び監視

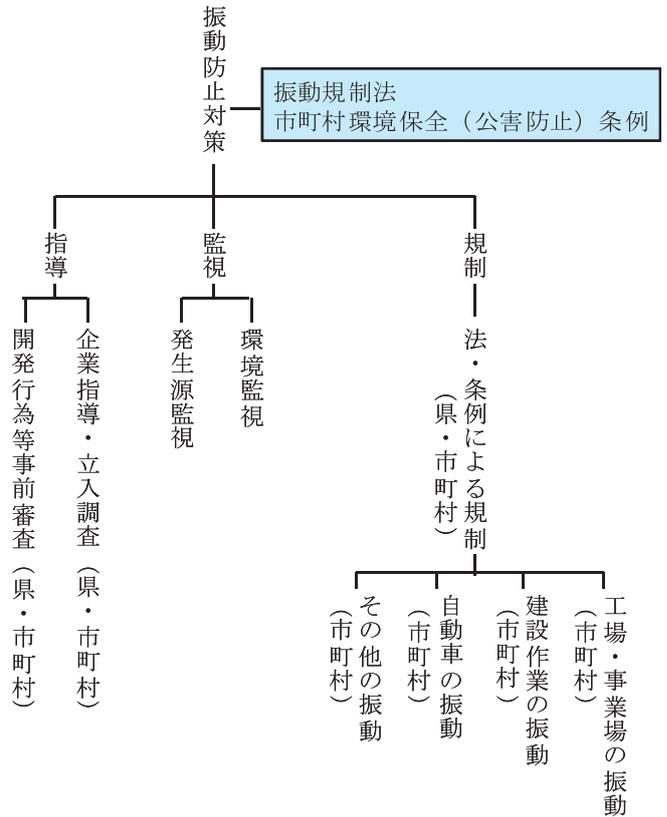
a 振動規制法に基づく規制・監視

「振動規制法」では知事（市においては市長）が、振動から住民の生活環境を保全すべき地域を規制地域として指定するとともに、指定地域内の特定施設を設置する工場・事業場（特定工場等）について規制基準を定めることとされています。

「振動規制法」に基づく振動規制地域の指定については、騒音と同様な考え方で指定が行われており、28年3月末現在で、36市10町1村の区域において規制地域の指定がなされています。

一方、市町村長は、指定地域内の特定工場等及び特定建設作業について振動の測定調査を行い、必要に応じて改善勧告及び改善命令等の行政措置を行っています。

図表 4-2-21 振動防止対策体系図



b 市町村環境保全(公害防止)条例に基づく規制・監視

市町村では、環境保全（公害防止）条例により、法適用対象外の工場・事業場及び建設作業等に係る振動について規制を行っています。

(イ) 指導

工場・事業場が県及び関係機関の造成した工業団地等に進出する場合、県及び関係市町村は計画内容を事前に審査し、振動対策に必要な措置を講じるよう指導を行っています。

ウ 自動車交通騒音及び道路交通振動の対策

自動車交通騒音については、環境基準を達成するための施策の一つとして、「自動車騒音の要請限度」が設定されています。

自動車騒音の要請限度を超えていることにより、周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められる場合、市町村長は県公安委員会に道路交通規制等の措置をとるよう要請するほか、必要があると認めるときは、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べる事ができるとされています。

るほか、必要があると認めるときは、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べるができることとされています。

幹線道路の騒音対策には、遮音壁や環境施設帯の整備、低騒音舗装の施工等があり、関係機関が連携を図りながら対策を推進しています。

また、自動車本体からの騒音については、「騒音規制法」第16条第1項の規定により許容限度が定められており、「道路運送車両法」に基づく保安基準により確保されています。10年から13年に逐次騒音規制が強化されてきましたが、国では、さらに、測定法を含めた新たな基準・規制（許容限度）の検討を行っているところです。

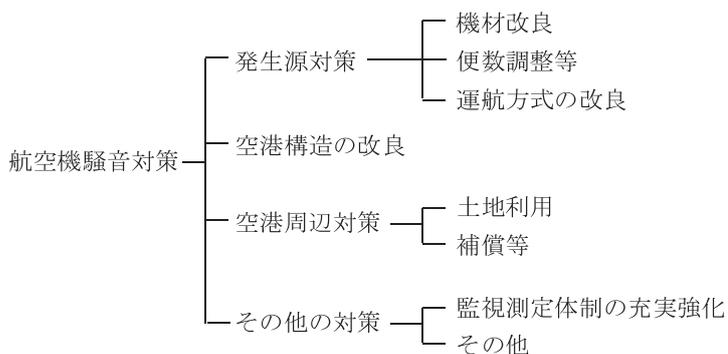
さらに、自動車の走行に伴う振動については、道路面の改良・整備等の措置が執られており、良好な環境の維持に努めています。

（２）航空機騒音の防止

県では、「航空機騒音に係る環境基準」に基づき、昭和53年に成田空港、羽田空港及び木更津飛行場の周辺地域を地域類型指定し、その後、平成3年に下総飛行場の周辺地域について地域類型指定を行いました。

航空機騒音の対策としては、図表4-2-22のとおり発生源対策、空港構造の改良、空港周辺対策、その他の対策があり、国、空港設置者及び県等において体系的に行われています。

図表 4-2-22 航空機騒音対策の体系図



ア 航空機騒音監視体制

（ア）成田空港の監視測定

空港周辺における騒音の実態を把握するため、関係市町村の協力を得て昭和53年開港以来、測定を行っていますが、14年度からは、県、周辺市町村及び新東京国際空港公団（現：成田国際空港株）の固定測定局を再配置し、（公財）成田空港周辺地域共生財団が一元的に測定データを処理する体制を整えて、連続測定を行うとともに、環境基準の達成状況の評価を行っています。

（イ）羽田空港の監視測定

県では、13年12月に木更津市、君津市各2地点及び浦安市2地点（うち1地点は28年2月に廃止）の合計6局の固定測定局を設置し、14年1月から航空機騒音の連続測定を開始しました。また、14年4月以降、木更津市が設置した固定測定局1局のデータも合わせて常時監視を行っています。

また、国では、18年8月から、羽田空港からの発着機1機ごとの飛行経路、経路下の騒音値等をインターネット上で公開しています。

（ウ）下総飛行場の監視測定

県では、3年11月の環境基準の地域類型指定後、毎年、環境基準の達成状況を把握するための実態調査を実施しています。

また、昭和61年4月から飛行場の南北2か所に固定測定局を設置し、連続測定を実施しています。

イ 航空機騒音対策

（ア）成田空港の騒音対策

a 発生源対策

（a）機材の改良

国際民間航空機関（ICAO）において策定された航空機騒音規制の国際基準に基づき、昭和50年に航空法が改正され、一定水準以上の騒音を発する航空機の運航を認めない基準適合証明制度が発足し、昭和53年には同基準

の一部強化が行われました。

これにより、低騒音機の導入が推進されましたが、より一層の低騒音化を図るため、7年には新基準に適合しない航空機の段階的な運航制限が開始され、14年4月からは運航が禁止されています。

また、成田国際空港(株)では、低騒音型の航空機ほど国際線着陸料を優遇する制度を17年から採用し、低騒音型航空機の導入を促進しています。

(b) 時間規制等

成田空港においては、原則として航空機の発着を午前6時から午後11時までとし、これ以外の時間帯は緊急又はやむを得ない場合を除き発着を禁止してきましたが、25年3月31日から、悪天候等、航空会社の努力では対応できない場合には、23時から24時に限り離着陸を認める弾力的運用が開始されました。

(c) 騒音軽減運航方式の推進

成田空港においては、発着の騒音を軽減させるため、*急上昇方式等の運航方式が採用されています。

b 周辺騒音対策

成田空港周辺の騒音対策は、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づく対策を中心に進められています。

同法に定める各種対策の対象となる騒音区域は、A滑走路については昭和51年に指定され、昭和54年、昭和57年に拡大されました。また、B滑走路等については昭和60年に指定され、19年3月にはB滑走路北伸整備による2,500m化に伴い拡大されました。

さらに、成田空港における航空機の年間発着枠30万回までの拡大に伴い、23年4月からA滑走路、B滑走路の騒音区域が拡大されました。

また、同法に基づく対策では対応できないきめ細かな騒音対策等や第1種区域に隣接した区域の対策を実施するため、9年7月に財

団法人成田空港周辺地域共生財団が設立されました。

なお、固定測定局による騒音実態調査の結果、 L_{den} 62デシベルを超える地域は、第1種区域内におさまっています。

さらに、「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法」に基づく、航空機騒音対策基本方針を12年6月に見直し、13年5月に航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区を都市計画決定しました。

これ以降、航空機騒音障害防止地区では新たな住宅等の防音構造が義務付けられ、航空機騒音障害防止特別地区では、原則として新たな住宅等の建築が禁止されています。

また、19年2月には、B滑走路北伸整備に伴う航空機騒音対策基本方針の変更が決定され、19年12月に都市計画決定がなされました。

さらに、23年3月には成田空港における航空機の年間発着枠30万回までの拡大に伴い、航空機騒音対策基本方針の変更が決定され、23年11月に都市計画決定がなされました。

(a) 成田国際空港株式会社の行う対策

① 学校・保育所等の防音工事の助成

成田市、富里市、香取市、山武市、神崎町、多古町、芝山町及び横芝光町の8市町において、27年度末までに99施設の防音工事が完了しました。

② 住宅防音工事の助成及び再助成

第1種区域内の対象戸数5,412戸のうち27年度末までに、4,679戸の防音工事を実施しました。

また、防音工事済住宅を改築する際の防音工事の再助成を7年度から実施しています。

③ 空調機器更新の助成

第1種区域内の住宅の防音工事に伴い設置された空調機器で、設置後10年を経過し、所要の機能が失われていると認められる機器の更新に対して、2年度から更新工事1回目を実施しており、27年度末までに7,925台について実施しました。